

放置しないで早めの相談を！

# 11月・12月は差押強化月間

南勢地域の3市4町と伊勢県税事務所では、今年度、個人住民税や自動車税の未納対策として11月と12月を差押強化月間と定め、集中的に滞納整理に取り組みます。

税務課

管理収納係

特別滞納整理係

☎(25) 1136  
☎(25) 1132

## 市税の現況について

市では、滞納税額を減らすため、平成18年度に「特別滞納整理係」を設置し、給与や預貯金などの財産の差し押さえや不動産の公売を実施し、さらには地方税徴収の専門機関である「三重地方税管理回収機構」に案件を移管するなどの滞納整理を推進しております。

## 差押強化月間の取り組み

納付することができずにもかかわらず納期限を過ぎても市税等を納付していないかたに、地方税法などで定められた滞納処分を実施します。

その場合は、勤務先・お取引先などへ調査を行った後、給与・売掛金の差し押さえを実施するなどの滞納整理を集中的に行うことや、また三重地方税管理回収機構に徴収権を移管します。

## 三重地方税管理回収機構への移管状況

年度	移管件数	徴収額
平成28年度	15件	20,804,139円
平成29年度	15件	16,403,371円
平成30年度	12件	14,154,797円

平成16年の管理回収機構設立以降、移管した案件は、のべ約200件で、徴収額は約3億円となっています。

## 三重地方税管理回収機構とは

県内市町の滞納地方税の徴収を専門的に行う組織として設立されました。県内各市町の滞納整理事業を引き受け、専門的な手法を駆使しながら、迅速な滞納整理を行っています。

放置しないで相談を

けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、一時的に納めることが困難な場合は、税務課へぜひ相談してください。

何もせずに未納の状態をそのまま放置しておいても問題の解決にはならず、延滞金の増加、勤務先や取引先への調査、差し押さえ・公売などの不利益を受けることになりま

す。また、開庁時間に来庁できないかたのために、市民文化会館2階・税務課窓口にて夜間納税相談を行っています。

### 【夜間納税相談窓口】

午後5時15分～9時(平日)

希望するかたは、事前に連絡してください。

放置しないで、窓口や電話で早めに相談をしましょう。

## 11月11日～17日は「税を考える週間」です

国税庁ホームページでは「Web-TAX-TV」(インターネット番組)で国税庁の取り組みを紹介する番組を配信しています。ほかにもさまざまな情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

くわしくは「国税庁」で検索してください。この機会に税について考えてみませんか。

# 空き家無料相談会

空き家を売ったり賃貸したい



近所に迷惑をかけたくない



**とき** 11月16日(土) 午後0時30分～3時  
受付時間 午後0時～2時30分 ※受け付け順に対応します。

**ところ** 鳥羽市民文化会館4階・大会議室

**対象** 鳥羽市内に空き家を所有または、空き家となることが見込まれている建物の所有者やその家族など

※不動産登記簿謄本、現況・近隣の写真、固定資産税納税通知書など、物件に関する資料を持参していただくと迅速・的確な助言ができます。

※相談時間は一つの相談につき30分程度です。

※当日は、不動産鑑定士協会、東海税理士会、行政書士会が都合により欠席となるため、不動産鑑定、税関連の相談はできません。

**問合せ先** 建設課管理係 ☎(25)1171 (午前8時30分～午後5時15分)

空き家ネットワークみえ(三重県宅地建物取引業協会内)

☎059-227-5018 (午前8時30分～正午、午後1時～5時)

※いずれも、土曜・日曜日、祝日を除く